

財 関 第 1302 号

平成 28 年 11 月 1 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 梶川 幹夫

関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部改正
について

標記のことについて、「高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入通関の際における取扱いについて」（平成 26 年 12 月 25 日財関第 1320 号）」の一部改正に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を改正し、平成 28 年 11 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。